

提供年月日：令和7年12月25日

美浜3号機、高浜1～4号機、大飯3・4号機運転差止請求に係る
大津地裁判決に対する滋賀県知事コメント

判決が原告の敗訴であるが、本県としては、原子力発電所の稼働・非稼働にかかわらず、国および原子力事業者に対し、国民に不安感が根強く残る現状を重く受け止め、万全の安全対策を講じられるとともに、誠意と責任を持って対応されることを引き続き求めていく。

令和7年12月25日

滋賀県知事 三日月 大造

本件に関する問い合わせ先

部局名：知事公室
所属名：防災危機管理局
担当名：原子力防災室
担当者名：奈須野、加藤
内線：7417
電話：077-528-3445